

2019年4月1日

LINE株式会社

代表取締役社長 出澤 剛

問合せ先： IR室 03-4316-2050

<https://linecorp.com/>

証券コード：3938

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主共同の利益の実現のため継続的に収益を拡大し企業価値を高めていくには、経営管理体制を整備して迅速な意思決定及び適切な業務執行を行うと同時に、経営監視システムを強化して経営の健全化と透明性を向上させることが極めて重要であると考え、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。また、コーポレート・ガバナンス体制の充実はステークホルダーの信頼維持のためにも重要であると認識しております。さらに、当社は、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性と客観性を確保することが不可欠と考え、業務執行に対する経営監視システムの強化に加え、適切な情報公開も行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則4-1③

最高経営責任者を含む取締役、監査役及び執行役員の選定については独立社外取締役を含む取締役会において、選定理由、実績及び経歴等の調査より適材適所の観点から総合的に検討しております。一定の候補者の中から特定の候補者を選定するにあたって、独立社外取締役においても当該選任理由を確認するとともに、実績及び経歴等からその妥当性を確認することとしております。当該選定プロセスをもって適切な最高経営責任者等を選定する体制を採っているため、現時点で最高経営責任者（Chief Executive Officer）の後継者計画は立てておりません。なお、当社では、管理職従業員を中心とした育成体系の構築に努めております。

補充原則4-10①

当社は、重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、任意の報酬委員会、社外取締役推薦委員会及び諮問委員会を設置しております。

報酬委員会の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

社外取締役推薦委員会については後記「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に

係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

諮問委員会の詳細については、後記「I. 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」及び「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

取締役（社外取締役を除く）、監査役及び執行役員の選定について諮問委員会は設置していませんが、独立社外取締役を含む取締役会において、選定理由、実績及び経歴等の調査により適材適所の観点から総合的に検討しておりますため、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。監査役の選定については、後記「原則3-1（iv）に基づく開示」に記載のとおりであり、こちらについても現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

原則5-2

当社グループの主たる事業である、スマートフォン等のモバイルアプリケーション市場は国内外で急激に変化しているため、不確実性が存在しています。これにより当社グループの業績も大きな影響を受ける状況にあるため、収益力・資本効率等に関する目標の有用性には限界があり、精緻な経営戦略や経営計画を策定・公表するのは困難と考えます。なお、当社は、中長期での戦略の方向性については四半期ごとの決算説明会や株主総会等の場において株主へ分かり易い言葉で説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、単に安定株主を確保するための株式の政策保有を行いません。仮に政策保有をする場合は、両社にとって企業価値の向上に資すると判断されるような場合に限り行うものとします。

原則1-7

当社は、関連当事者取引管理規程を定めており、当社又は当社の子会社が、当社役員、主要株主その他同規程において定める関連当事者との間で取引を行う場合、当社の経営会議の承認を得ることとしております。経営会議で承認された関連当事者取引は、社外取締役のみにより構成される諮問委員会に報告され、更に、そのうち重要なものについては、諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会での承認を得るものとしております。

原則2-6

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はありません。

原則 3－1

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）、経営戦略及び経営計画

LINEグループのミッションは、「CLOSING THE DISTANCE」、すなわち、世界中の人と人、人と情報やサービスとの距離を縮めることです。私たちは、人や情報／コンテンツ、オンライン／オフラインサービス等あらゆるものとユーザーがいつでも、どこでも、最適な距離でシームレスに繋がっていく、LINEを入り口として生活の全てが完結する世界の実現を目指していきます。私たちは、このミッションが、全てのLINEグループの事業や、一人一人の行動を基礎付ける基本理念であることを理解し、誠実に遂行していきます。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を含む、当社の報酬の方針については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向づけを行ううえで、当社の取締役会の構成員として当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会の構成員の知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えております。上場以降に選任される社外取締役にについては、社外取締役推薦委員会の審議を経たうえで、株主総会に社外取締役の選任議案を付議しております。同委員会の詳細については、後記「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。監査役候補者の選任については、取締役会が、監査役会の同意を得て、株主総会に監査役の選任議案を付議することとしております。

(v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役（CEO含む）及び監査役の候補者を選任又はその就任後に解任するための検討に際しては、経営陣としてふさわしい品格や知見、能力を兼ね備えているだけでなく、LINEグループのカルチャーに共鳴していただけるかどうか等を総合的に勘案しております。特に社外取締役にについては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提に、少数株主の保護や当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待できるか否かといった観点から候補者を選定する方針を採っております。

補充原則 4－1 ①

当社は、法令及び当社の定款又は取締役会規則上、取締役会における決議事項とすることが定めら

れている事項等を除き、グループ経営における責任体制の明確化及び意思決定の迅速化を目指して当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役社長をはじめとする当社の経営陣及び経営会議等に委任しております。意思決定や決裁権限に関する事項は、取締役会規則・経営会議規程・職務権限規程及びその別表である決裁権限基準表等に定めております。

原則 4－9

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、少数株主の保護や当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

補充原則 4－1 1 ①

上記「原則 3－1（iv）に基づく開示」をご参照ください。

補充原則 4－1 1 ②

取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等において開示しております。

<https://linecorp.com/ja/ir/stock/>

補充原則 4－1 1 ③

当社取締役会は、毎年、取締役会の実効性についての分析・評価（以下、本項において「実効性評価」といいます。）を行うようにしております。2018年度においては、取締役及び監査役に対して事前アンケートを実施し、その結果を資料として取締役会において審議する方法により、実効性評価を行いました。アンケートでは、全体的にポジティブな回答が多くを占めましたが、特に、社外役員の意見を活用した親会社に依存しない独立した意思決定に関する設問について、ポジティブな回答が多く集まりました。今後も、取締役会の実効性の維持・向上に努めてまいります。

補充原則 4－1 4 ②

当社は、上場会社の取締役又は監査役として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得を目的として継続的な研修を実施してまいります。また、新たに当社の社外取締役又は社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務の状況・組織体制等を十分に説明することとしております。

原則 5－1

当社のIR活動は、株主との建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上につながるよう、合理的な範囲で経営陣幹部や取締役が対話に応じるよう努めます。具体的なIRの活動状況については、後記「Ⅲ. 2. IRに関する活動状況」をご参照ください。また、当社の株主・投資家との建設

的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

- (1) 株主・投資家との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣又は取締役の指定

取締役CFO(Chief Financial Officer)は、株主・投資家の皆様との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努めてまいります。株主・投資家の皆様との実際の対話は、取締役CFOの他、株主・投資家の皆様の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、IR主管部門又は取締役CFOが指名した者が行い、合理的な範囲で必要と判断された場合には、取締役(社外取締役を含む)も同席します。

- (2) 対話を補助する社内のIR主管部門、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

株主・投資家の皆様との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主・投資家の皆様の関心事項等を踏まえ、公平、適時、正確な情報を提供すべく、IR主管部門が関連部署と連携のうえ、対話者を補助します。

- (3) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実にする取組み

株主・投資家の皆様との建設的な対話は、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会等を通じて実施します。中長期的な視点による株主・投資家の皆様の関心事項等を踏まえて多様な視点で取り組み、その充実に努めてまいります。また、当社ウェブサイト上のIRサイト(<https://linecorp.com/ja/ir/top>)を通じて資料の掲載を行います。

- (4) 対話において把握された株主・投資家の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

IR主管部門は、株主・投資家の皆様の意見・関心・懸念等を取締役会に適時・適切に報告します。また、取締役会は、IR主管部門に対して、いつでも株主・投資家の皆様との対話の詳細の説明を求めることができます。

- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話に際しては、インサイダー取引規制に関する規程を順守し、未公開の重要情報を特定の方に選別的に開示することはいたしません。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】2018年12月31日現在

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
NAVER CORPORATION（常任代理人 LINE（株）投資開発・IR室）	174,992,000	72.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券（株））	7,839,912	3.25
MOXLEY & CO LLC（常任代理人（株）みずほ銀行決済営業部）	6,943,340	2.88
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券（株））	4,823,136	2.00
慎 ジュンホ	4,760,500	1.97
李 海珍	4,594,000	1.90
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB（常任代理人 メリルリンチ日本証券（株））	3,523,100	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,778,300	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	1,978,822	0.82
イ ジュノ	1,638,000	0.68
計	213,871,110	88.91

（注）1. 所有株式数の割合（%）は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. NAVER Corporationの持株数には、同社がモルガン・スタンレーMUFJ証券（株）との間で締結した株式消費貸借契約に基づき貸し付けた株式6,000,000株を含みます。

支配株主名	—
-------	---

親会社名	NAVER Corporation
親会社の上場取引所	海外

補足説明

NAVER Corporationは、韓国取引所に上場しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社の親会社であるNAVER Corporationグループ各社との間で取引を行う場合、その他の同規程に定める関連当事者取引（当社の子会社又は関連会社との間で行う取引は含まれません。）を行う場合は、その必要性及び取引条件の妥当性を明らかにしたうえで、経営会議の承認を要するものとしております。また、当社はコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しておりますが、経営会議において承認された関連当事者取引のうち重要なものについては、更に諮問委員会の審議及び取締役会での承認を要するものとしております。これらに加えて、諮問委員会は、少数株主保護に関する方針の策定等に関して審議のうえ、取締役会に必要な提言を行うことができ、取締役会においては当該提言を尊重し、必要な経営判断を行うものとしております。

取締役会、経営会議及び諮問委員会の詳細については、「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社はNAVER Corporation（韓国）の連結子会社であり、同社は、当社の議決権の70%以上を保有する親会社となっておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、当社独自の意思決定によって進めております。また、当社は、定款において、会社法179条に基づく株式等売渡請求を行うことができる特別支配株主となるための議決権保有割合を、98%に設定しております。

上記に加え、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実における社外取締役の意義を重視し、独立性を有する社外取締役3名を選任しております。社外取締役の構成については、独立した立場から業務執行につき実効性の高い監督（特に、少数株主保護が適切に図られているか等の観点による監督）を行うとともに、取締役会の構成員として当社の事業運営にとって有益な助言を行うことができるよう、会社法について専門的な知見を有する弁護士、企業金融の専門家、当社の事業運営への貢献が期待できる企業経営経験者からそれぞれ1名ずつ選任しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上8名以下
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
國廣 正	弁護士											
小高 功嗣	弁護士											
鳩山 玲人	他の会社の出身者								Δ			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係（２）

氏名	所属委員会 (指名委員会 等設置会社の 場合のみ)	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
國廣 正	○	○	—	(選任理由) 弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており、特に危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言・提言を行うことにより、社外取締役としての重要な役割を果たしているため。 (独立役員指定理由) 國廣正氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
小高 功嗣	○	○	—	(選任理由) 弁護士としての法律の専門知識と投資銀行家としての金融分野の豊富な知見を有しており、当社の意思決定に対して、金融・資本市場等に関わる高度な専門知識に基づく適切かつ有益な助言・提言を行い、社外取締役としての重要な役割を果たしているため。 (独立役員指定理由) 小高功嗣氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

				が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
鳩山 玲人	○	○	鳩山玲人氏は弊社の取引先である株式会社サンリオの取締役でしたが、2016年6月23日開催の同社の第56回定時株主総会をもって任期満了退任しております。	(選任理由) コンテンツビジネス及びキャラクタービジネスを中心に、海外における事業展開及び経営管理に関する豊富な知見を有しており、当社の意思決定に対して、企業経営で培われた実践的な視点から適切かつ有益な助言・提言を行い、社外取締役として重要な役割を果たしているため。 (独立役員指定理由) 鳩山玲人氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
0	0	0	0	0	0	なし

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役報酬の決定に関する妥当性・透明性を高めることを目的として、社外取締役が委員長を務め、構成員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、当社取締役に関する報酬の基本方針、報酬総額及び報酬構成、評価基準及び同基準に基づく評価、並びに当社取締役の個別報酬額等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。取締役会は、当該助言・提言を踏まえ、必要な経営判断を行うものとしております。報酬委員会の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と月次で打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換等を行っており、会計監査人とは、年間監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、三者間で情報共有することで連携を図っております。

内部監査室は、会計監査人と不定期に意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象については、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて指導を受け、助言を得ています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※１）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
倉澤 仁	他の会社の出身													

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

	者														
行方 洋一	弁護士														
植松 則行	公認会計士														

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足 説明（※）	選任の理由
倉澤 仁	○	—	（選任理由） 長年の企業経営の経験、並びに財務及び会計に関する知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しているため。 （独立役員指定理由） 倉澤仁氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

			す。
行方 洋一	○	—	(選任理由) コンプライアンスや内部統制、金融関連法を中心とした弁護士としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しているため。 (独立役員指定理由) 行方洋一氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
植松 則行	○	—	(選任理由) 公認会計士として、長年にわたり企業の会計監査、調査業務、アドバイザリー業務等を経験しており、豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しているため。 (独立役員指定理由) 植松則行氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策を含む、当社の報酬の方針については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

ストックオプションの付与対象者	社外取締役、社内取締役、執行役員、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役員、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

付与対象者を当該対象者としている理由及び個々の付与者ごとの付与内容を含む、当社の報酬の方針については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

【取締役報酬関係】

状況	一部のものだけ個別開示
----	-------------

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬については、有価証券報告書にて総額を開示しております。また、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上である者を個別に開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額の算定方法の決定方針を含む、当社の報酬の方針については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については会議体運営を任務とする部署及び秘書室が、その補佐を担当してまいります。両部署は、取締役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行ってまいります。また、事業

理解を深めて頂くため、社外取締役へ向けた当社の事業説明会を実施することもあります。
監査役については、専従のスタッフを1名選任し、監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、原則として月に1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議するとともに、業務執行の状況を監督しております。

なお、社外取締役及び監査役（2018年度において監査役であった者を含む。）の2018年度の取締役会（全17回）への出席状況については以下のとおりです。

- ・取締役國廣正氏：17回
- ・取締役小高功嗣氏：15回
- ・取締役鳩山玲人氏：17回
- ・監査役倉澤仁氏：17回
- ・監査役金井高志氏：16回
- ・監査役渡邊直樹氏：監査役就任以降、2018年度開催の取締役会5回すべて

2) 監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。各監査役は、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。監査役監査において、監査役は、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めています。

なお、監査役（2018年度において監査役であった者を含む。）の2018年度の監査役会（全13回）への出席状況については以下のとおりです。

- ・監査役倉澤仁氏：13回
- ・監査役金井高志氏：13回
- ・監査役渡邊直樹氏：監査役就任以降、2018年度開催の監査役会4回すべて

3) 経営会議

経営会議は、取締役会付議事項について事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。当社では、代表取締役社長、CFO（Chief Financial Officer）、CWO（Chief WOW Officer）、CSMO（Chief Strategy & Marketing Offi

cer)、CPO/CISO (Chief Privacy Officer / Chief Information Security Officer)、財務経理担当執行役員、人事担当執行役員、法務担当執行役員、内部監査担当執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を適宜開催し、経営上の重要事項に対する十分な論議と迅速な意思決定を行う体制を採っております。

4) 投資戦略会議

投資戦略会議は、一定の当社グループにおける投資及び資産の処分について決議を行い、以て、業務運営の円滑化と能率化を図ることを目的としております。同会議は、代表取締役社長、CFO、CWO、CSMOを構成員としております。また、常勤監査役は、同会議に出席して意見を述べるができるものとされております。

5) 内部監査

内部監査業務は、代表取締役社長直属の内部監査室が担当しております。内部監査室は、内部監査室長1名及び内部監査担当者13名(2019年3月1日現在)で構成されております。内部監査結果を記載した監査報告書は、代表取締役社長、常勤監査役及び必要な範囲で被監査部署の長に提出・報告され、その際、一定の措置が必要な場合には、措置要望書が併せて送付されます。この場合において、内部監査室は、被監査部署から対策及び処理の方針、計画並びにその実施状況等を集約して記載した措置報告書を受領することにより、業務の改善及び経営の効率化を図っています。子会社に対する内部監査については、当社の内部監査室と各子会社の内部監査担当が、適宜役割分担をしながら実施しておりますが、子会社の内部監査担当部門が監査を担当する場合であっても、必要な場合には当社の内部監査室が直接監査を行うことが出来るものとしており、監査の品質確保に努めております。内部監査担当者は、常勤監査役とは月次で打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。また、内部監査担当者は、会計監査人との間で不定期に意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて指導を受け、助言を得ています。

6) 報酬委員会

上記「Ⅱ. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 【任意の委員会】「報酬委員会に相当する任意の委員会」の補足説明をご参照ください。

7) 諮問委員会

当社では、少数株主保護の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しております。同委員会は、当社の親会社であるNAVER Corporationとの取引を含む関連当事者取引や利益相反取引のうち重要な内容、取締役会の運営状況、少数株主保護に関する方針等に関して審議検討を行い、取締役会においては当該諮問委員会の意見を尊重することとしております。また、取締役会の実効性についての分析・評価の方法等に関して、同委員会にて審議検討を行う方針で

す。

8) 社外取締役推薦委員会

当社では、3名の社外取締役と代表取締役社長の計4名からなる社外取締役推薦委員会を設置しております。同委員会は、社外取締役の選任に際して候補者の審議を行い、取締役会は同委員会の意見を尊重して株主総会に社外取締役の選任議案を付議することとしております。

9) 会計監査人

当社はPwCあらた監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりです。なお、その指示により、PwCあらた監査法人に所属する公認会計士及びその他の職員が、会計監査業務の執行を補助しております。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

【業務を執行した公認会計士の氏名】

岩尾健太郎

千代田義央

那須伸裕

また、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

・公認会計士19名、公認会計士試験合格者等20名、その他44名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社内取締役5名に対して取締役総数の1/3超となる3名の社外取締役を選任し、社外監査役3名と共に経営の透明性と公正性を確保しております。取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底するため、それぞれに弁護士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。当社は少数株主の保護と株主共同の利益の確保を主目的として、任意の報酬委員会、諮問委員会及び社外取締役推薦委員会を設置し、独立性の高い社外取締役による高度な議論・提言を経営に取り入れる体制を採っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めており、招集通知の発送前に、株主総会招集通知を当社のウェブサイト上で電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、3月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避した株主総会を設定するよう努めておりま

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

	す。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、パソコン及び携帯電話等によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	議決権行使プラットフォームに参加するとともに、海外及び国内機関投資家（実質株主）に対する議決権行使促進活動を実施しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知は、和・英ともに当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会当日に出席できない株主が、できる限り多く決議に参加でき、株主総会当日出席株主と経営陣との直接のコミュニケーションを図ることを株主総会の基本方針とし、株主が発言しやすい環境作りに努めます。

2. I Rに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では「情報の開示」「開示方法」「不確実性について」及び「沈黙期間について」から構成されるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトのI Rページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では国内外全ての投資家に対しタイムリーに情報を開示するため、四半期の決算説明会を日本語、英語で開催し、その様子は当社ウェブサイトのI Rページにて聴取可能です。また、定時株主総会では、代表取締役社長による事業戦略の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期毎の決算発表にあわせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表にあわせて海外投資家向けの説明会を開催しております。	あり
I R 資料をホームページ掲載	I R 資料は当社ウェブサイトのI Rページにて開示しております。	
I Rに関する部署（担当者）の設置	I R 担当部門としてI R室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等でのステークホルダーの立場の尊重について規定	L I N E グループ行動規範を定めステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、C S R 活動等の実施	公共政策室がC S R 活動の推進を担っており、コーポレート・ミッション「CLOSING THE DISTANCE」の実現に向け、社会的な課題を解決していくことを目指し、様々な活動を行っております。 主な活動としては、災害対策や国の研究機関等と連携した防災に向けた取り組み、行政機関と連動した地域課題の対策、全国の学校を対象としたインターネットの適切な利用を促すための啓発活動の実施とこれに伴う青少年のネット利用実態の調査や研究、教材の開発・配布等を行っています。 また近年いじめや児童虐待等に対するL I N E を活用したチャットによる相談の有効性が明らかになってきており、この展開を支援しております。当社のC S R 活動の内容に関しましては、当社のウェブサイト内にC S R 専用ページを設置し、ステークホルダーに公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高めるため、各ステークホルダーに対し、証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時・適切に開示します。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、L I N E グループ行動規範を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを取締役及び使用人に徹底する体制を採ります。 (2) 代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する体制を採ります。 (3) 使用人が直接法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に、匿名で通報することができる内部通報制度を設置します。 (4) コンプライアンスを推進するための専門部署を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を実施します。 (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、外部専門機関と連携しつつ、毅然とした対応を行います。 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
--

取締役会規則、文書管理規程及び情報セキュリティに関する規程等を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録として記録し、保存する体制を採ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクマネジメント基本規程を定め、平時におけるリスクマネジメントを適切に行う体制を採ります。

(2) 代表取締役社長を中心として、リスク情報の共有や対応策の検討等を行うための会議体を設置し、これを遂行する体制を採ります。

(3) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び最高個人情報保護責任者（CPO）を任命し、各責任者を長とした会議体を組織し、情報資産の保護・管理を強化するとともに、情報資産にまつわるリスクを適切に管理する体制を採ります。

(4) 危機管理規程を定め、事業継続に影響を与えるリスク又はその可能性が生じた場合に、代表取締役社長及び担当取締役の指示のもとで組織的なリスクマネジメントを行う体制を採ります。

(5) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマネジメントの実効性と妥当性をプロセスごとに監査し、その重要性に応じて、その結果を代表取締役社長及び監査役へ報告する体制を採ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて経営上の重要な意思決定を行い、業務執行取締役が業務を執行するという経営体制を採ります。また、執行役員制度を採用し、相当部分の業務の執行を執行役員へ委譲することによって経営と執行を分離し、意思決定及び業務執行の効率化を図ります。個別の業務執行においては、社内規則に基づいて職務権限と業務の分掌を適切に行い、業務の専門化と高度化を図ります。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項の報告及び事前協議を行わせることにより、子会社の取締役の職務に係る事項に関して、当社への適時適切な報告が実施される体制を採ります。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の財務、法務、セキュリティ等の責任者との間で随時意見交換を行い、リスク管理上の課題、財務報告の正確性の観点からの課題を把握し、子会社の損失の危険を管理する体制を採ります。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、それぞれ自律的に業務の適正を確保する体制を整備することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を採ります。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ全体に適用されるLINEグループ行動規範を制定し、定期的に教育研修を行うことで、コンプライアンス意識の醸成及び強化を図ります。また、当社グループの海外コンプライアンス

ス活動の推進及びモニタリングを行うための会議体を設置し、これを遂行する体制を採ります。子会社におけるコンプライアンス違反が疑われる事象について迅速に情報を収集することができるよう内部通報窓口を設置し、同窓口の利用を推進します。

(5) 関連当事者取引や利益相反取引により株主の利益が害されることを防止するための体制

社外取締役のみから構成される諮問委員会を設置し、関連当事者取引や利益相反取引のうち重要なものについては、同委員会において事前審議を行うこととし、取締役会がその審議結果を尊重する体制を採ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を速やかに選任します。

(2) 前項の使用人の人事異動、評価及び懲戒等の人事に関する事項については、監査役の事前の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保し、かつ、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するよう配慮します。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人が法令、定款又はLINEグループ行動規範に違反する行為、当社グループに重大な損失を及ぼすおそれのある行為その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項（以下「法令違反行為等」といいます。）を察知した場合、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

また、監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、内部監査室の常勤監査役に対する内部監査の結果の報告、その他取締役と監査役との協議によって、監査役への報告を実効的なものとする体制を採ります。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

法令違反行為等を察知した子会社の取締役、監査役及び使用人（以下「子会社の取締役等」といいます。）又は子会社の取締役等から法令違反行為等の報告を受けた当社取締役又は使用人が、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

(3) 前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する体制を採ります。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査の実効性を担保する

べく、必要十分な予算を確保する体制を採ります。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、取締役、会計監査人である監査法人とそれぞれ意見交換会を実施し、また、常勤監査役は、内部監査室と連携し、会社の業務及び資産状況の調査その他の監査実務の遂行にあたり、監査項目の選別、実施等において効率的かつ実効性の高い監査を行う体制を採ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度で関係を遮断することを規定しており、「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」においても、当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たないこと等を規定しています。また、当社では、反社会的勢力との関係遮断に関する主管部門をコンプライアンス・リスク管理室とし、不当要求等への適切な対応や、反社会的勢力に関する情報の収集等を行っております。さらに、当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員となっており、日ごろから同センターと連携を図っております。

上記体制のもと、主管部門であるコンプライアンス・リスク管理室が、原則として、新規取引先を対象に、取引開始前に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に努めております。また、反社会的勢力との関係遮断に関連し、当社では、取引先との間で契約を締結する場合、反社会的勢力の排除条項を盛り込む運用を主として、反社会的勢力との間での契約が締結されないよう、法務室が注意を徹底して契約審査を継続しております。なお、役員及び従業員に対しては、採用時に、反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないこと等の誓約書の提出を義務付けております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【任意の委員会に関する補足説明】

当社は、重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、任意の報酬委員会、社外取締役推薦委員会及び諮問委員会を設置しております。

報酬委員会の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております報酬ポリシーをご確認ください。

<https://linecorp.com/ja/ir/governance>

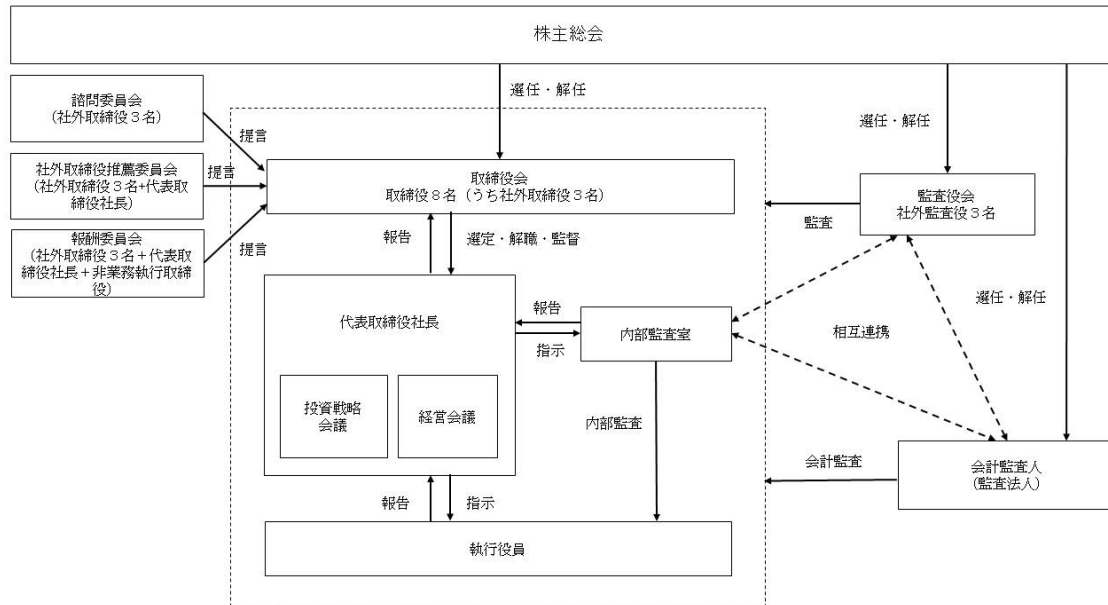
社外取締役推薦委員会については上記「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

諮問委員会の詳細については、上記「Ⅰ. 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」及び「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

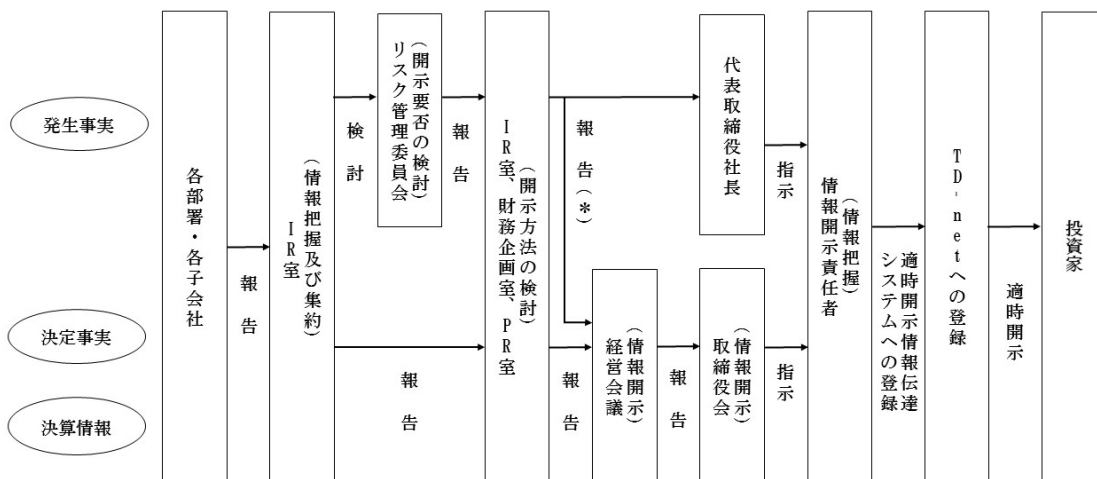
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(*) 発生事実に関しては、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役社長の承認を得て速やかに開示します。

以上